

福岡県公報

令和5年4月28日
第 393 号

目次

告 示 (第292号 - 第299号)

○道路の占用の制限	(道路維持課)	1
○情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(情報政策課)	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要	(環境保全課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
公 告		
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8
○開発行為に関する工事の完了の公告の訂正	(都市計画課)	11
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	11
○地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表	(労働政策課)	12

○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
○農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12

選挙管理委員会

○令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨	(行財政支援課)	12
--	----------	----

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(県警本部生活保安課)	24
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(県警本部生活保安課)	24
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(県警本部生活保安課)	25
○駐車監視員資格者講習の実施について	(県警本部交通指導課)	25

内水面漁場管理委員会

○福岡県内水面漁場計画の改正にかかる公聴会の開催	(漁業管理課)	26
--------------------------	---------	----

雑 報

○令和6年度福岡県農業大学の学生の募集	(経営技術支援課)	27
---------------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第292号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝 倉	県道	八 女 春 線	朝倉市杷木星丸1168番15先から朝倉市杷木松末1001番1先まで
	県道	八 女 春 線	朝倉市杷木松末1153番先から朝倉市杷木松末1169番3先まで
	県道	八 女 春 線	朝倉市杷木星丸1130番2先から朝倉市杷木星丸1153番2先まで
	県道	八 女 春 線	朝倉市杷木星丸980番1先から朝倉市杷木星丸1024番1先まで
	県道	八 女 春 線	朝倉市杷木赤谷815番先から朝倉市杷木赤谷846番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 5 年 5 月 12 日

福岡県告示第293号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 5 年 4 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和5年5月1日	福岡県遊休公共不動産活用促進補助金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年5月1日	福岡県遊休公共不動産活用促進補助金中止（廃止）申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第20条	令和5年5月1日	福岡県遊休公共不動産活用促進補助金の取得財産等の処分承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項、第5条第1項第1号	令和5年5月1日	福岡県産業団地整備促進補助金の申請事項及び内容の変更の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和5年5月1日	福岡県産業団地整備促進補助金中止（廃止）申請

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和5年5月1日	福岡県遊休公共不動産活用促進補助金の遅滞等報告
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第4号	令和5年5月1日	福岡県産業団地整備促進補助金の遅滞等報告

福岡県告示第294号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和5年4月28日から令和5年5月19日までの間

、福岡県環境部環境保全課及び行橋市環境水道部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

住 所 八女郡広川町大字日吉1164番の2

名 称 ローム・アポロ株式会社

代表者の氏名 代表取締役社長 辻 辰雄

2 事業場の所在地及び名称

所在地 行橋市大字稲童字畠ヶ田837-1

名 称 ローム・アポロ株式会社 行橋工場

3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類		水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の66に掲げる施設（電気めっき施設）				
能力		CP-5号機 ウェハー 100枚/24時間				
		CP-6号機 ウェハー 200枚/24時間				
		ZBMD-2 1号機 フレーム 1080枚/24時間				
		ZBMD-2 2号機 フレーム 1080枚/24時間				
工事着手予定年月日		許可後				
工事完成予定年月日						
使用開始予定年月日						
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間				
使用時間の季節的変動の概要		なし				
	区 分	排水系統	S 3 棟		S 2 棟	
			通常	最大	通常	最大
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常	水素イオン濃度	イオン交換設備	4～5		—	
		中和処理設備	1～13		—	

の値及び最大の値

	Au/Cuメッキ系	—	—	3～5	
	濃厚排水系	—	—	1～3	
	濃厚有機系	—	—	5.8～6.4	
	研削系	—	—	6～7	
	希薄有機系	—	—	3～5	
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	イオン交換設備	10	20	—	—
	中和処理設備	50	100	—	—
	Au/Cuメッキ系	—	—	2	4
	濃厚排水系	—	—	20	40
	濃厚有機系	—	—	200	300
	研削系	—	—	2	4
	希薄有機系	—	—	2	4
化学的酸素要求量 (mg/L)	イオン交換設備	20	50	—	—
	中和処理設備	500	1500	—	—
	Au/Cuメッキ系	—	—	1.5	3
	濃厚排水系	—	—	300	1000
	濃厚有機系	—	—	220	500
	研削系	—	—	100	200
	希薄有機系	—	—	3.8	10
浮遊物質 (mg/L)	イオン交換設備	15	25	—	—
	中和処理設備	55	110	—	—
	Au/Cuメッキ系	—	—	1.6	3
	濃厚排水系	—	—	25	50
	濃厚有機系	—	—	7	15
	研削系	—	—	1270	2000

銅含有量 (mg/L)	希薄有機系	—	—	5	10
	イオン交換設備	10	20	—	—
	中和処理設備	300	500	—	—
	Au/Cuメッキ系	—	—	1.3	2.6
	濃厚排水系	—	—	11.8	20
	濃厚有機系	—	—	0.1	0.2
	研削系	—	—	70	100
	希薄有機系	—	—	0.1	0.2
溶解性鉄含有量 (mg/L)	イオン交換設備	5	10	—	—
	中和処理設備	30	50	—	—
	Au/Cuメッキ系	—	—	0.1	0.2
	濃厚排水系	—	—	8.7	15
	濃厚有機系	—	—	0.1	0.2
	研削系	—	—	0.1	0.2
	希薄有機系	—	—	0.1	0.2
	汚水量 (m ³ /日)	イオン交換設備	360	420	—
中和処理設備		24	33	—	—
Au/Cuメッキ系		—	—	12	20
濃厚排水系		—	—	7	18
濃厚有機系		—	—	13	20
研削系		—	—	150	270
希薄有機系		—	—	30	45

4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

場 所	S 3 棟 (既存)	S 2 棟 (既存)
-----	------------	------------

種類	メッキ廃液処理施設		同左		
型式	イオン交換設備 中和・蒸発処理設備		膜ろ過濃縮 中和・蒸発処理設備		
構造	FRP・PVC・銅板 ゴムライニング ステンレス鋼板・ PPコンクリート型		同左		
主要寸法	3300×10000×3500 5000×8000×3000		1500×1500×4000 1000×1500×2500		
能力	回収水 360m ³ /日 蒸発 24m ³ /日		回収水 258m ³ /日 蒸発 18m ³ /日		
処理方式	イオン交換方式 中和・蒸発処理方式		膜ろ過濃縮方式 中和・蒸発処理方式		
工事着手予定年月日	既設		同左		
工事完成予定年月日	既設		同左		
使用開始予定年月日	既設		同左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	連続24時間		同左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同左		
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度	3に記載のとおり		/	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)				
	化学的酸素要求量 (mg/L)				
	浮遊物質 (mg/L)				
	窒素含有量 (mg/L)				
	りん含有量 (mg/L)				
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)				
	大腸菌群数 (個/cm ³)				

汚水量 (m ³ /日)	0	0
-------------------------	---	---

5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常 の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	4	5
	化学的酸素要求量 (mg/L)	8	10
	浮遊物質 (mg/L)	10	15
	窒素含有量 (mg/L)	5	10
	りん含有量 (mg/L)	0.5	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	ND	ND
	大腸菌群数 (個/cm ³)	500	1500
	排出水量 (m ³ /日)	140	174

福岡県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市須川15番1先から 朝倉市須川9番1先まで

福岡県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市須川73番2先から 朝倉市須川22番1先まで

福岡県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年4月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 小石原 線	朝倉市須川20番3先から 朝倉市須川16番先まで

福岡県告示第298号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷 1 の32（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第299号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和 5 年 4 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 解除に係る保安林の所在場所
糟屋郡須恵町大字佐谷字ツフロ谷 1 の32（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

大石堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 4 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏 名	住 所
別府 二郎	うきは市吉井町千年302番地 1

2 就任監事

氏 名	住 所
山下 イセ子	久留米市田主丸町田主丸1052番地 4

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市武蔵三丁目105番 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市武蔵三丁目11番 6 号
西木 紗綾
筑紫野市上古賀四丁目 2 番27号
西木 大翔

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 5 年 4 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字阿恵字原口221番1、223番2及び224番1並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡粕屋町大字阿恵209番地
藤野 正敏

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
福岡県警察運転免許ネットワーク機器賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

- オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）
 - カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。
- ア 従業員数
 - イ 年間売上高
 - ウ 自己資本金
 - エ 流動比率
 - オ 経営年数
 - カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
 - (1) 申請方法
次の書類を知事に提出するものとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
 - イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
 - ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
 - エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)
申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和5年5月23日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達内容
- (1) 調達案件名
福岡県警察運転免許ネットワーク機器賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
令和6年3月1日から令和11年2月28日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一

般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和 5 年 6 月 13 日（火曜日）現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA, A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-641-4141 内線2244

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和 5 年 4 月 28 日（金曜日）から令和 5 年 6 月 6 日（火曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前 9 時 00 分から午後 5 時 45 分まで 5 の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和 5 年 6 月 13 日（火曜日）午後 5 時 45 分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県警察本部入札室（地下 1 階北側）

(2) 日時

令和 5 年 6 月 14 日（水曜日）午前 10 時 00 分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項

の規定により、再度入札を行う。この場合において、再度入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（消費税込みの金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

(9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter

A leasing contract for Fukuoka Police Driver's License Network Equipment
Lease agreement

(2) Time Limit of Tender

5 :45 P. M. June 13, 2023

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka

Prefectural Police Headquarters

7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext. 2244)

公告

開発行為に関する工事の完了の公告（福岡県公報第357号）において、開発区域に含まれる地域の名称に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市大字下境847番4、847番5、852番1、852番8、853番2、853番4、853番7から853番18まで、854番2、854番6から854番9まで、855番1から855番4まで、856番1から856番3まで、857番、858番1、859番1から859番3まで、860番2、860番4、860番6、860番8、861番3、869番3、870番1、871番1、871番2、872番1、872番2、873番、874番1、874番4から874番7まで、879番1から879番3まで、880番1、880番3から880番6まで、882番3、882番4、902番1、902番4から902番6まで、903番2、903番16、909番1、909番4、910番1、910番4、911番1、911番5及び920番2並びに大字頓野2763番1、2763番7から2763番9まで、2764番1、2764番2、2764番7から2764番12まで、2765番1、2766番、2767番1から2767番6まで、2768番1から2768番11まで、2769番2、2769番4から2769番6まで、2769番8、2769番10、2769番11、2770番3、2770番4、2770番6から2770番8まで、2771番3、2771番4、2771番8、2771番15から2771番17まで、2771番20、2771番22から2771番27まで、2772番3、2772番6、2772番7、2808番2から2808番4まで、2809番2及び

2809番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

直方市大字下境2400番地

森田製菓有限公司

代表取締役 森田 恵子

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

藤建建設株式会社

(2) 所在地

行橋市南大橋三丁目5番6号

(3) 代表者

代表取締役 藤原 奈穂美

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和5年4月12日

4 処分の理由

事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第5項の規定に基づき、福岡県福岡南地域雇用開発計画について厚生労働大臣の同意を得たので、同条第7項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、当該計画書を福岡県福祉労働部労働局労働政策課において縦覧に供する。）

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地	取消年月日
福岡県知事(1)第19979号	株式会社ガンツ不動産 代表者 森田 光俊	福岡市東区香椎駅東 1-4-1	令和5年4月4日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字常松347番2及び347番7から347番12まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区向新町二丁目5番16号
照栄建設株式会社
代表取締役 富永 一幹

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営薦野清滝地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	令和5年4月28日から 令和5年5月31日まで	古賀市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年4月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳町字原860番7
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区友丘二丁目2番40-306号ベルグランデ友丘
廣瀬 真司、廣瀬 奈美

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第44号**

令和4年7月10日執行の参議院福岡県選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書が、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき出納責任者から提出されたので、同法第192条第1項の規定によりその要旨を次のとおり公表する。

令和5年4月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行 参議院福岡県選出議員選挙 51,959,200 円
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 3 報告書の要旨

No.1

候補者氏名	秋野 公造	所属	党派	公明党	明党	出納責任者氏名	親川 秀文
第1回報告分	期間	令和4年5月27日から	令和4年7月21日まで			報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 公明党福岡県本部	人 家 (寄附額) 15,397,420 円	993,120 円 9,265,152 円 4,342,842 円) 4,922,310 円) 38,061 円 14,400 円
	通 交 費 費 (集会会場費)	5,703,699 円 7,875,729 円
	印 告 費 費	35,240 円 52,089 円
	広 文 費 費	0 円 1,720,922 円
	食 糧 費 費	
	休 雑 費 費	
その他の寄附	今 回	25,698,412 円
その他の収入	前 計	0 円
	前 計	25,698,412 円
総 計	総 計	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	450,600 円
ビラの作成	1,422,500 円
ポスターの作成	823,608 円
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	226,452 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	208,332 円
個人演説会 の立札及び看板の類の作成	82,500 円
政見放送のための録画等	3,255,000 円
計	6,468,992 円

No.2

候補者氏名	秋野 公造	所属	党派	公明党	明党	出納責任者氏名	親川 秀文
第2回報告分	期間	令和4年7月22日から	令和4年8月15日			報告書受理年月日	令和4年8月17日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名) 公明党福岡県本部	人 家 (寄附額) 431,398 円	0 円 394,280 円 0 円) 394,280 円) 0 円 0 円
	通 交 費 費 (集会会場費)	0 円 0 円 0 円
	印 告 費 費	0 円 0 円
	広 文 費 費	0 円 0 円
	食 糧 費 費	0 円 0 円
	休 雑 費 費	0 円 37,118 円
その他の寄附	今 回	431,398 円
その他の収入	前 計	25,698,412 円
	前 計	26,129,810 円
総 計	総 計	

No.3

候補者氏名	池山昌子	所属	党派	N	H	K	党	出納責任者氏名	池山昌子
第1回報告分	期間	令和4年6月22日から令和4年7月10日まで						報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

3,195,295 円

支入

出件

屋敷

(選挙事務所費)

(集会会場費)

費用

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

NHK党

支入

出件

屋敷

(選挙事務所費)

(集会会場費)

費用

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

NHK党

支入

出件

屋敷

(選挙事務所費)

(集会会場費)

費用

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

NHK党

支入

出件

屋敷

(選挙事務所費)

(集会会場費)

費用

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

NHK党

支入

出件

屋敷

(選挙事務所費)

(集会会場費)

費用

費用

費用

費用

費用

費用

費用

費用

費用

No.6

候補者氏名	速藤 英美	代所 鳳 党 派	令和4年4月23日から令和4年7月10日まで	れいわ新選組	出納責任者氏名	富永 正博
第1回報告分	期間				報告書受理年月日	令和4年7月25日
収入						
主たる新附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出家	物件	費用	353,850 円
れいわ新選組	無職	4,244,000 円	屋敷	(選挙事務所費)	242,948 円	
牧野 富貴	会社員	60,000 円	交通	(集会会場費)	242,948 円	
峯 康幸	自営業	55,000 円	印	信通	0 円	
赤星 秀明	会社経営	200,000 円	広	刷	210,388 円	
郷古 多恵子	無職	300,000 円	食	告具	104,248 円	
甘蔗 節子	会社員	100,000 円	休	糧	433,667 円	
西田 国夫	無職	300,000 円	雑	泊	54,040 円	
中尾 修	会社経営	300,000 円			70,620 円	
新井 紀子	無職	30,000 円			59,392 円	
その他の寄附	100件	324,536 円				
その他の収入						
計		5,963,536 円	計	計		1,530,668 円
前回		0 円	前回	前回		0 円
計		5,963,536 円	計	計		1,530,668 円
総計		5,963,536 円	総計	総計		1,530,668 円

No.7

候補者氏名	速藤 英美	代所 鳳 党 派	令和4年7月11日から令和4年12月13日まで	れいわ新選組	出納責任者氏名	富永 正博
第2回報告分	期間				報告書受理年月日	令和5年3月29日
収入						
主たる新附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	支出家	物件	費用	0 円
れいわ新選組	無職		屋敷	(選挙事務所費)	31,243 円	
牧野 富貴	会社員		交通	(集会会場費)	31,243 円	
峯 康幸	自営業		印	信通	0 円	
赤星 秀明	会社経営		広	刷	92,406 円	
郷古 多恵子	無職		食	告具	134,246 円	
甘蔗 節子	会社員		休	糧	0 円	
西田 国夫	無職		雑	泊	0 円	
中尾 修	会社経営				3,930,774 円	
新井 紀子	無職				0 円	
その他の寄附					0 円	
その他の収入					0 円	
計		0 円	計	計		6,382 円
前回		5,963,536 円	前回	前回		4,195,051 円
計		5,963,536 円	計	計		1,530,668 円
総計		5,963,536 円	総計	総計		5,725,719 円

No.8

候補者氏名	大 家 敏 志	所 属 党 派	自 由 民 主 党	出 納 責 任 者 氏 名	伊 原 隆 敏
第1回報告分	期 間	令 和 4 年 4 月 13 日 从 令 和 4 年 7 月 25 日 以 前	以 前	報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名)
自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部

支 人 家	(寄附額) 15,000,000 円	出 件 屋 (選挙事務所費 (集会会場費	1,680,000 円
通 交		信 通	8,838,351 円
印 刷		刷 告	6,203,246 円
広 文		告 具	2,635,105 円
食 文		具 糧	700,951 円
体 雑		泊	478,961 円
			9,872,405 円
			0 円
			80,395 円
			301,316 円
			71,140 円
			358,798 円
今 前 計	15,000,000 円	回 計	22,382,317 円
前 計	0 円	回 計	0 円
総 計	15,000,000 円	総 計	22,382,317 円

その他の寄附
その他の収入

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	450,600 円
ピラの作成	1,422,500 円
ホスターの作成	1,664,928 円
選挙事務所での立札及び看板の類の作成	509,517 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,770 円
政見放送のための録音等	3,275,000 円
計	7,741,719 円

支出のうち公費負担相当額

No.9

候補者氏名	大 家 敏 志	所 属 党 派	自 由 民 主 党	出 納 責 任 者 氏 名	伊 原 隆 敏
第2回報告分	期 間	令 和 4 年 7 月 26 日 从 令 和 4 年 8 月 3 日 以 前	以 前	報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 8 月 3 日

収 入

主たる寄附
(氏名・団体名)
自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部

支 人 家	(寄附額) 4,220,000 円	出 件 屋 (選挙事務所費 (集会会場費	0 円
通 交		信 通	3,794,878 円
印 刷		刷 告	1,593,788 円
広 文		告 具	2,201,090 円
食 文		具 糧	140,069 円
体 雑		泊	0 円
			0 円
			20,130 円
			0 円
			109,125 円
			0 円
			508,091 円
今 前 計	4,220,000 円	回 計	4,572,293 円
前 計	15,000,000 円	回 計	22,382,317 円
総 計	19,220,000 円	総 計	26,954,610 円

その他の寄附
その他の収入

No.1.0

候補者氏名	大 家 敏 志	所属	党派	自由民主党	出納責任者氏名	伊 原 隆 敏
第3回報告分	期間 令和4年8月4日から令和4年9月5日まで				報告書受理年月日	令和4年9月5日

収入	支出	出納責任者氏名	報告書受理年月日
主たる寄附 (氏名・団体名) 自由民主党福岡県参議院選挙区第三支部	人 家 (寄附額) 1,500,000 円	伊 原 隆 敏	令和4年9月5日
その他の寄附	出 件 費 屋 賃 費 (選挙事務所費)		
その他の収入	通 交 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		
今 回 計	今 前 計		
前 回 計	1,500,000 円		
総 計	19,220,000 円		
	20,720,000 円		

No.1.1

候補者氏名	尾 崎 一 党	所属	党派	日本第一党	出納責任者氏名	下 福 大 助
第1回報告分	期間 令和4年1月3日から令和4年7月10日まで				報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	出納責任者氏名	報告書受理年月日
主たる寄附 (氏名・団体名) ワダ マサアキ	人 家 (寄附額) 300,000 円	下 福 大 助	令和4年7月25日
その他の寄附	出 件 費 屋 賃 費 (選挙事務所費)		
その他の収入	通 交 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		
今 回 計	今 前 計		
前 回 計	0 円		
総 計	540,701 円		
	540,701 円		

No.1.2

候補者氏名	熊 丸 英 治	所属	党派	N H K 党	出納責任者氏名	熊 丸 英 治
第1回報告分	期間 令和4年6月22日から令和4年7月9日まで				報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	出納責任者氏名	報告書受理年月日
主たる寄附 (氏名・団体名) NHK党	人 家 (寄附額) 359,460 円	熊 丸 英 治	令和4年7月25日
その他の寄附	出 件 費 屋 賃 費 (選挙事務所費)		
その他の収入	通 交 費 印 刷 費 広 告 費 文 具 費 食 糧 費 休 雑 費		
今 回 計	今 前 計		
前 回 計	2,781,860 円		
総 計	2,781,860 円		
	632,668 円		
	632,668 円		

No.1.6

候補者氏名	古賀 之 士 所 属 党 派	立 憲 民 主 党	出 納 責 任 者 氏 名	杉 本 浩 一
第1回報告分	期 間	令 和 4 年 4 月 11 日 从 令 和 4 年 7 月 11 日 以 前 まで	報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋 (選挙事務所費)	0円
世界しりたかフォーラム	屋敷費 (集会会場費)	2,126,539円
	通信費	2,018,489円
	印刷費	108,050円
	広告費	477,797円
	文具費	830,190円
	食料費	3,610,150円
	雑費	7,928,656円
	雑費	298,298円
	雑費	651,509円
	雑費	1,242,088円
	雑費	201,447円
その他の寄附	回収	17,366,674円
その他の収入	回収	0円
今回計	前計	17,366,674円
前回計	前計	0円
総計	総計	17,366,674円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	390,000円
ピラの作成	1,421,750円
ホスターの作成	1,747,460円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	226,452円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	214,404円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	120,000円
政見放送のための録画等	3,271,000円
計	7,391,066円

No.1.7

候補者氏名	古賀 之 士 所 属 党 派	立 憲 民 主 党	出 納 責 任 者 氏 名	杉 本 浩 一
第2回報告分	期 間	令 和 4 年 7 月 12 日 从 令 和 4 年 8 月 28 日 以 前 まで	報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 8 月 31 日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋 (選挙事務所費)	3,001,000円
	屋敷費 (集会会場費)	2,083,457円
	通信費	1,905,102円
	印刷費	178,355円
	広告費	146,644円
	文具費	727,615円
	食料費	0円
	雑費	1,630,839円
	雑費	57,345円
	雑費	72,611円
	雑費	379,250円
	雑費	400,310円
その他の寄附	回収	8,499,071円
その他の収入	回収	17,366,674円
今回計	前計	25,865,745円
前回計	前計	0円
総計	総計	25,865,745円

No.1.8

候補者氏名	野 中 慎 也 所 属 党 派	参 政 党	出 納 責 任 者 氏 名	吉 田 優 貴 雄
第1回報告分	期 間	令 和 4 年 6 月 10 日 从 令 和 4 年 7 月 22 日 以 前 まで	報 告 書 受 理 年 月 日	令 和 4 年 7 月 25 日

収入	支出	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	出件屋 (選挙事務所費)	560,000円
井上 馨一郎	屋敷費 (集会会場費)	1,654,480円
木村 陸人	通信費	0円
西尾 麻衣子	印刷費	1,654,480円
相良 萌	広告費	0円
河村 千穂	文具費	78,339円
米室 リエ子	食料費	0円
参政党福岡支部	雑費	1,530,600円
	雑費	0円
	雑費	0円
	雑費	0円
その他の寄附	雑費	7,267円
その他の収入	回収	3,830,686円
今回計	前計	0円
前回計	前計	0円
総計	総計	3,830,686円

No.19

候補者氏名	廣田京子	所属	党派	国民民主党	出納責任者氏名	中村 憲一
第1回報告分	期間	令和4年4月18日から令和4年7月15日まで			報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
国民民主党本部
九州電力労働組合政治活動委員会
電力総連政治活動委員会

支出	支人	出件	費用	金額
	家	屋	費	
		(選挙事務所費)		1,423,140 円
		(集会会場費)		1,335,043 円
		費		1,006,263 円
		費		328,780 円
		費		150,058 円
		費		303,222 円
		費		2,904,550 円
		費		4,811,983 円
		費		169,244 円
		費		363,872 円
		費		354,600 円
		費		1,594,306 円
その他の寄附	2件			
その他の収入				
今計				13,410,018 円
前回計				0 円
総計				13,410,018 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	448,800 円
ビラの作成	1,421,750 円
ポスターの作成	1,034,000 円
選挙事務所での立札及び看板の類の作成	169,818 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	213,840 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	204,765 円
政見放送のための録画等	3,204,960 円
計	6,697,933 円

No.20

候補者氏名	廣田京子	所属	党派	国民民主党	出納責任者氏名	中村 憲一
第2回報告分	期間	令和4年7月16日から令和4年8月17日まで			報告書受理年月日	令和4年8月18日

収入

主たる寄附
(氏名・団体名)
(寄附額)

支出	支人	出件	費用	金額
	家	屋	費	
		(選挙事務所費)		15,000 円
		(集会会場費)		0 円
		費		0 円
		費		0 円
		費		41,142 円
		費		0 円
		費		0 円
		費		0 円
		費		0 円
		費		0 円
		費		25,147 円
その他の寄附				
その他の収入				
今計				81,289 円
前回計				13,410,018 円
総計				13,491,307 円

No.2.1

候補者氏名	廣田京子	所属	党派	国民民主党	出納責任者氏名	中村 憲一
第3回報告分	期間	令和4年8月18日から	令和4年9月2日まで	令和4年9月2日まで	報告書受理年月日	令和4年9月2日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人家	(寄附額)	0円
	物件		0円
	屋敷		0円
	(選挙事務所費)		0円
	(集会会場費)		2,819円
	通信		34,370円
	印刷		0円
	広告		0円
	文具		0円
	食料		0円
	雑費		0円
その他の寄附	今回		37,189円
その他の収入	前回		13,491,307円
今回計	今回計	0円	13,528,496円
前回計	前回計	14,063,460円	
総計	総計	14,063,460円	

No.2.2

候補者氏名	福本貴紀	所属	党派	社会民主党	出納責任者氏名	末廣 晃
第1回報告分	期間	令和4年6月6日から	令和4年7月16日まで	令和4年7月22日まで	報告書受理年月日	令和4年7月22日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人家	(寄附額)	0円
社会民主党九州ブロック協議会	物件		778,600円
社会民主党福岡県連合	屋敷		750,000円
社会民主党全国連合	(選挙事務所費)		28,600円
	(集会会場費)		150,000円
	通信		8,700円
	印刷		3,214,200円
	広告		3,481,840円
	文具		45,000円
	食料		209,000円
	雑費		615,650円
その他の寄附	今回		65,871円
その他の収入	前回		8,568,861円
今回計	今回計	10,156,000円	8,568,861円
前回計	前回計	0円	0円
総計	総計	10,156,000円	8,568,861円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	0円
ヒラの作成	0円
ポスターの作成	0円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
政見放送のための録画等	0円
計	3,288,000円
計	3,288,000円

No.2.3

候補者氏名	福本貴紀	所属	党派	社会民主党	出納責任者氏名	末廣 晃
第2回報告分	期間	令和4年7月17日から	令和4年7月22日まで	令和4年7月29日まで	報告書受理年月日	令和4年7月29日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人家	(寄附額)	2,748,990円
	物件		0円
	屋敷		0円
	(選挙事務所費)		0円
	(集会会場費)		0円
	通信		0円
	印刷		48,647円
	広告		0円
	文具		752,000円
	食料		0円
	雑費		0円
その他の寄附	今回		3,549,637円
その他の収入	前回		8,568,861円
今回計	今回計	10,156,000円	12,118,498円
前回計	前回計	10,156,000円	
総計	総計	10,156,000円	

No.2 4

候補者氏名	真島加央里	所属	党派	N	H	K	党	出納責任者氏名	真島加央里
第1回報告分	期間	令和4年5月20日から令和4年7月23日まで						報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 家	(寄附額)	553,820 円
NHK党	屋 屋	803,718 円	0 円
真島 和紀	(選挙事務所費)	400,000 円	0 円
	(集会会場費)		0 円
	通 交		298,969 円
	印 広		379,898 円
	文 食		30,690 円
	休 雑		0 円
その他の寄附	今 前	130,000 円	0 円
その他の収入	回 計	1,333,718 円	1,763,377 円
	回 計	0 円	0 円
	総 計	1,333,718 円	1,763,377 円

No.2 5

候補者氏名	真島省三	所属	党派	日本	共	産	党	出納責任者氏名	橋本 英一
第1回報告分	期間	令和4年6月1日から令和4年7月20日まで						報告書受理年月日	令和4年7月20日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 家	(寄附額)	287,500 円
日本共産党福岡県委員会	屋 屋	678,800 円	660,000 円
日本共産党若松地区委員会	(選挙事務所費)	200,000 円	660,000 円
日本共産党門司小倉地区委員会	(集会会場費)		0 円
	通 交		80,000 円
	印 広		11,410 円
	文 食		2,109,500 円
	休 雑		3,455,360 円
その他の寄附	今 前	1,078,800 円	0 円
その他の収入	回 計	0 円	6,643,660 円
	回 計	1,078,800 円	0 円
	総 計	1,078,800 円	6,643,660 円

項 目

選挙運動用通常葉書の作成	金額
ピラの作成	300,000 円
ポスターの作成	682,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	1,127,000 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	239,760 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	129,600 円
政見放送のための録画等	81,000 円
計	3,005,000 円
	5,564,800 円

No.2 6

候補者氏名	龍野 真由美	所属	党派	日本	維	新	の	会	出納責任者氏名	大塚 伸一
第1回報告分	期間	令和4年5月17日から令和4年7月24日まで							報告書受理年月日	令和4年7月25日

収入	支出	金額	金額
主たる寄附 (氏名・団体名)	人 家	(寄附額)	0 円
日本維新の会	屋 屋	5,000,000 円	60,000 円
福岡維新の会	(選挙事務所費)	2,000,000 円	60,000 円
	(集会会場費)		0 円
	通 交	500,000 円	5,568 円
	印 広		92,730 円
	文 食		3,538,028 円
	休 雑		1,401,571 円
その他の寄附	今 前	10,000 円	98,097 円
その他の収入	回 計	0 円	263,050 円
	回 計	7,510,000 円	2,484,455 円
	総 計	0 円	7,943,499 円
	総 計	7,510,000 円	7,943,499 円

項 目

選挙運動用通常葉書の作成	金額
ピラの作成	450,600 円
ポスターの作成	1,422,500 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	1,664,928 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	169,839 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	214,404 円
政見放送のための録画等	0 円
計	3,922,271 円

公安委員会

福岡県公安委員会告示第100号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年6月29日（木） 午前10時00分から午後5時30分までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第101号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年4月28日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年6月8日（木） 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 武道場	粕屋警察署
令和5年6月15日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
令和5年6月27日（火） 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署

2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第102号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年4月28日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年7月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年7月13日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年7月20日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年7月6日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	各15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。

- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第103号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和5年4月28日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
講 義	令和5年7月17日（月）及び 同 年7月18日（火）の2日間	午前9時00分 } 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 考 査	令和5年7月25日（火）	午前9時00分 } 午後0時00分	

2 申込み受付期間

令和5年4月28日（金）から令和5年6月30日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の

午前9時00分から午後4時00分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課放置違反金収納センター及び福岡県内の警察署
(交番、駐在所等では受理しない。)

4 申込みに必要な書類等

- (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通
上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能
- (2) 写真 1枚(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大)
- (3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

5 講習受講手数料

20,000円(申込み時に福岡県領収証紙により納付)

6 申込み要領等

- (1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参の上、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

- (2) 受講可能人員は50人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

- (3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者宛に駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

- (2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2の4第2項の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

- (3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。

- (2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。

- (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課(駐車管理係)に問い合わせること。(電話092-641-4141内線5295)

内水面漁場管理委員会

公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第2項において準用する同法第64条第5項の規定に基づき、福岡県内水面漁場計画に係る利害関係者の意見を聴取するため、次のとおり公聴会を開催することを公示する。

令和5年4月28日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 中園正彦

1 開催日時

令和5年5月11日（木）14時から

2 開催場所

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁南棟地下1階 農林水産部会議室

3 案件

福岡県内水面漁場計画の改正について

4 漁場計画の内容

漁場計画の内容は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に備えおいて縦覧に供する。

5 利害関係者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業協同組合関係者
- (4) その他の利害関係者

6 その他

公聴会において発言を希望する者は、書面によって、住所、氏名、連絡先、職業（漁業に従事する者には従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者には勤務先の名称及び所在地を含む。）、利害関係を有する理由及び発言内容の要旨等を委員会に提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月9日（火）17時必着

(2) 提出先

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

福岡県農林水産部水産局漁業管理課内 福岡県内水面漁場管理委員会

電話：092-643-3557

ファックス：092-643-3558

メールアドレス：chikuzen-fac@pref.fukuoka.lg.jp

雑報

公告

令和6年度福岡県農業大学校養成科の学生を次のように募集する。

令和5年4月28日

福岡県農業大学校長 重松 秀行

1 募集定員等

学 科	募集定員	専攻コース	専攻科目
養成科	50人	自営	水田・露地野菜、施設野菜、果樹、花き、畜産
		法人・総合	

※1 自営コースは自営就農者の育成、法人・総合コースは農業法人への就業および農業技術指導者の養成を主な目的とする。

※2 専攻科目は、自営コースは入学願書出願提出時に、法人・総合コースの専攻科目は、入学後、全専攻科目（畜産を除く）を一定期間実習した後に選択する。

2 修業年限 2年

3 入学試験

福岡県農業大学校学則（昭和55年3月福岡県告示第481号）第11条の規定に基づき、入学を志願する者に対して、入学試験を行う。

(1) 受験資格

次に定める要件を満たす者が受験できる。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（令和6年3月卒業又は修了見込みの者を含む。）、若しくは学校教育法施行規則の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（令和6年3月31日までにこれに該当する見込みの者を含む。）又はこれらの者と同等以上の学力を有すると知事が認めた者であること。

イ 次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 本県において就農する意欲を有している者

(イ) 本県の農業振興に意欲を有している者

(2) 試験

試験は、一般入学試験（A日程・B日程）及び推薦入学試験とする。

なお、一般入学試験（B日程）は、募集定員に達しない場合に実施する。

ア 試験日程

	一般入学試験（A日程）	一般入学試験（B日程）	推薦入学試験
願書受付	令和5年11月10日（金） ～11月24日（金）	令和6年2月7日（水） ～2月22日（木）	令和5年9月8日（金） ～9月22日（金）
	・午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は、受付業務を行わない。 ・郵便による受験申込みは、必ず簡易書留郵便とし、願書受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。		
試験日	令和5年12月8日（金）	令和6年3月12日（火）	令和5年10月13日（金）
合格発表	令和5年12月15日（金）	令和6年3月15日（金）	令和5年10月20日（金）

イ 一般入学試験（A日程・B日程）

(ア) 募集定員 50人（推薦入学の募集定員を含む。）

(イ) 日時、場所等

日 時	科目等	場 所
A日程 令和5年12月8日（金） ・ B日程 令和6年3月12日（火）	9時10分～10時00分	国語総合
	10時20分～11時10分	数学Ⅰ
	11時30分～12時20分	生物基礎、化学基礎、農業（農業と環境）のうちいずれか1科目を選択
	13時00分～	面接
		筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校

注1）各科目の配点は100点とし、一定の基準に満たない試験科目がある場合には、総合得点にかかわらず、不合格とする。

注2）選択科目については、選択科目間の問題難易差における不公平をなくするため、「中央値補正法」により得点調整を行う。

(ウ) 受験手続

a 入学願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話番号092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3495）

。入学願書等は福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる。
（<http://fuknodai.jp>）

また、郵送によって入学願書の用紙等を請求する場合は、返信用封筒（角型2号封筒に、あて先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

b 受験の申込方法

所定の入学願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。なお、入学受験料は無料とする。入学願書を郵送する場合は、必ず簡易書留で郵送する。

(a) 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部

※既卒者など調査書が提出できない場合は、高校の卒業証明書を添付

(b) 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部

(c) 返信用封筒

封筒に受験者のあて先を明記し、次のとおり同封すること。

○受験票送付用

長形3号封筒に、404円切手を貼ったもの。 1枚

○試験結果・入学案内送付用

角形2号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

c 受験票の発送

受験票は、A日程を12月上旬、B日程を3月上旬に発送する。

(エ) 合格者の発表

一般入学試験合格者の受験番号をA日程は令和5年12月15日（金）、B日程は令和6年3月15日（金）いずれも午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び

本校ホームページに掲載する。また、受験者に対しては可否結果を直接本人に文書で通知する。

なお、不合格者の場合は、合格発表日から1か月間、福岡県農業大学校において総合得点の閲覧が可能。

ウ 推薦入学試験

(ア) 募集定員 定員の概ね2分の1

(イ) 推薦の要件

3の(1)の受験資格を満たす者であって、次に掲げる a 又は b のいずれかに該当するものであること。

a 高等学校を令和6年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 学業成績が国語、数学、理科又は農業の3教科すべてが3.0以上かつ全教科の平均値が3.0以上の者で、高等学校長が責任をもって推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 福岡県農業大学校卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人等への就業を志望する者。

b 上記以外の者にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (a) 本人若しくは保護者が県内居住者
- (b) 市町村長又は農業協同組合長が責任を持って推薦できる者
- (c) 福岡県農業大学校に確実に入学する意志を有する者
- (d) 就農意欲が有り、福岡県農業大学校卒業後、本県で就農が確実な者又は本県の農業法人等への就業を志望する者

(ウ) 試験の日時、方法及び場所

日 時	方 法	場 所
-----	-----	-----

令和5年 10月13日（金）	9時30分～10時20分	数学基礎	筑紫野市大字吉木767 福岡県農業大学校
	10時40分～11時40分	小論文（800字程度）	
	12時20分～	面接	

(エ) 受験手続

a 入学願書等の請求及び試験に関する問い合わせ先
一般入学試験に同じ。

b 受験の申込方法

所定の入学願書に、次に掲げる書類を添えて、福岡県農業大学校に提出すること。なお、入学受験料は無料とする。入学願書を郵送する場合は、必ず簡易書留で郵送する。

- (a) 高等学校を令和6年3月卒業見込みの者にあつては、次に掲げるもの
- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
 - ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部
 - iii 推薦書（在籍する高等学校長が作成したもの。様式は自由とする。） 1部

iv 返信用封筒

封筒に受験者のあて先を明記し、次のとおり同封すること。

○受験票、試験結果送付用

長形3号封筒に、404円切手を貼ったもの。2枚

○入学案内送付用

角形2号封筒に、460円切手を貼ったもの。1枚

(b) 上記以外の者にあつては、次に掲げるもの

- i 調査書（出身高等学校長が作成して封印したもの。） 1部
※既卒者など調査書が提出できない場合は、高校の卒業証明書を添付
- ii 入学志願理由書（所定の様式によること。） 1部
- iii 推薦書（所定の様式で住所地の市町村長又は農業協同組合長が作成したもの。なお、就農予定地が住所地以外の場合は、就農予定地の市町村長又は農業協同組合長が作成したものも可とする。） 1部

iv 返信用封筒 ((a)のivに同じ。)

3 枚

c 受験票の発送

受験票は、10月上旬に発送する。

(オ) 合格者の発表

推薦入学試験合格者の受験番号を令和5年10月20日（金）午前9時に福岡県農業大学校内に掲示及び本校ホームページに掲載する。また、受験者に対しては合否結果を直接本人に文書で通知する。

(カ) その他

推薦入学試験に不合格となった者は、一般入学試験を受験することができる。

この場合、入学願書、入学志願理由書（志望する専攻コースを変更する場合のみ）、返信用封筒を再提出すること。